十三　エスアイエックススイスエクスチェンジ
十四　オーストラリアンセキュリティーズエクスチェンジ
十五　コリアエクスチェンジ
十六　シンガポールエクスチェンジ
十七　タイワンストックエクスチェンジ
十八　ブルサマレーシア　ストックエクスチェンジ
十九　プロンストックエクスチェンジ
二十　ホンコンストックエクスチェンジ
二十一　メキシカンストックエクスチェンジ

○財務省・金融庁・経済産業省告示第二号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・経済産業省告示第二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範
財務大臣　菅　直人
経済産業大臣臨時代理　国務大臣　赤松　広隆

第十三条第一項中「旧所要自己資本の額」を「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」に改め、「十二・五を乗じて得た額」の下に「（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）」を加え、同項第一号中「内部格付手法」の下に「（先進的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては、先進的内部格付手法。次号及び第四項並びに第二十四条第一項各号及び第四項において同じ。）」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　先進的計測手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

一　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　九十パーセント

二　先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間　八十パーセント

3　前二項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第二条に定める算式の分母に加えなければならない。

第十三条第四項中「（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」を「の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」に「内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法）」を「計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法」に改め、「日の直前に用いていた手法」の下に「（基礎的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては標準的手法をいい、先進的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては標準的手法を含む。第二十四条第四項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法」を加え「当該直前に用いていた手法により」を「当該計算方法により」に改め、同項ただし書を削り、同条第五項中「（第二項において準用する場合を含む。）」を「及び第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第五条第一項各号に掲げる額及び第八条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法（第二百八十七条に規定する基礎的手法を含む。第二十四条第五項において同じ。）とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第六条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

第二十四条第一項中「旧所要自己資本の額」を「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」に改め、「十二・五を乗じて得た額」の下に「（第三項において「信用リスク・アセット調整額」という。）」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　先進的計測手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号に定める期間において、オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額に当該各号に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る場合には、当該上回る額に十二・五を乗じて得た額（次項において「オペレーショナル・リスク相当額調整額」という。）を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

一　先進的計測手法の使用を開始した日以後一年間　九十パーセント

二　先進的計測手法の使用を開始した日から一年を経過した日以後一年間　八十パーセント

3　前二項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定に該当する場合には、信用リスク・アセット調整額及びオペレーショナル・リスク相当額調整額を第十四条に定める算式の分母に加えなければならない。

第二十四条第四項中「（第二項において準用する場合を含む。）の「旧所要自己資本の額」を「の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」に「内部格付手法（第二項において第一項を準用する場合にあっては先進的計測手法）」を「計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法」に改め、「日の直前に用いていた手法」の下に「とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法」を加え「当該直前に用いていた手法」を「当該計算方法」に改め、同条第五項中「（第二項において準用する場合を含む。）」を「及び第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の「オペレーショナル・リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四条に定める算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、第十七条第一項各号に掲げる額及び第二十条の定めるところにより控除される額のそれぞれにつき計算する場合において、オペレーショナル・リスクに係る部分については先進的計測手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から第十八条第一項第二号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

附則第三条第一項中「平成二十二年三月三十一日前において、居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する際には、第百九十九条第一項」を「居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における第百九十九条第一項の規定の適用については、当分の間、同項」に、「あるのは」を「あるのは、」に改める。

附　則

第十三条第一項第二号及び第二項第二号並びに第二十四条第一項第二号及び第二項第二号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「以後一年間」とあるのは「以後」とする。

○金融・厚生労働・財務省告示第三号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の二の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年三月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範
厚生労働大臣　長妻　昭